

議案第 73 号

市川市国民健康保険条例の一部改正について

市川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 16 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険条例（昭和 35 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を削る。

第 3 条を次のように改める。

（被保険者とししない者）

第 3 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童等であって、民法の規定による扶養義務者のないものを国民健康保険の被保険者としな
いととするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。